

# 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和3年1月)

## 【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
  2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
  3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
  4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
  5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。
  6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。  
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。
- ※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から24までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

(道路運送法第2条) ( ○ )

2. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員8人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。

(道路運送法第3条) ( × )

3. 一般貸切旅客自動車運送事業を営むためには、道路運送法に規定されている一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けなければならない。

(道路運送法第4条) ( ○ )

4. 事業者は旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(道路運送法第9条の2) ( ○ )

5. 事業者は、いかなる事由があろうとしても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。

(道路運送法第13条) ( × )

6. 一般旅客自動車運送事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならないが、急病人を運送する場合はこの限りではない。

(道路運送法第14条) ( ○ )

7. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車庫の収容能力を15㎡広くした場合、車庫の位置に変更が無ければ、事業計画の変更の手続きは必要がない。

(道路運送法第15条) ( × )

8. 事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

(道路運送法第22条の2) ( ○ )

9. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。

(道路運送法第23条の5) ( ○ )

10. 事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。

(道路運送法第25条) ( ○ )

11. 事業者は、事前に届出を行えばその名義を他人に利用させてもよい。

(道路運送法第33条) ( × )

12. 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送法第38条) ( ○ )

13. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。

(道路運送法第40条) ( ○ )

14. 事業者が事業に使用する自動車の外側に表示しなければならないものは、使用者の氏名、名称又は記号のみである。

(道路運送法第95条) ( × )

15. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく弁明しなければならない。

(運輸規則第3条) ( ○ )

16. 事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、運送引受書の写しとともに当該運送の終了の日から1年間保存しなければならない。

(運輸規則第7条の2) ( ○ )

17. 事業者は、いかなる場合も事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。

(運輸規則第15条) ( × )

18. 事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。

(運輸規則第16条) (  )

19. 事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客の運送の継続や出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければならない。

(運輸規則第18条) (  )

20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び運行状況について報告を求めなければならない。

(運輸規則第24条) (  )

21. 事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。

(運輸規則第28条) (  )

22. 事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗務員に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

(運輸規則第38条) (  )

23. 旅客自動車運送事業の乗務員は、旅客の現存する事業用自動車の中で喫煙してはならない。

(運輸規則第49条) (  )

24. 運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。

(運輸規則第50条) (  )

II. 次の各文中の ( ) の部分にあてはまる語句を下から選び ( ) 内に記号を記入しなさい。

25. 道路運送法の目的は道路運送の ( ア ) の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。

(道路運送法第1条)

ア. 利用者 イ. 事業者 ウ. 申請者

26. 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は ( イ ) の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していなければならない。

(道路運送法第7条)

ア. 2ヵ月以上 イ. 1年以上 ウ. 5年以上

27. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（イ）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（道路運送法第8条）

ア. 1    イ. 5    ウ. 10

28. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、（ウ）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

（道路運送法第16条）

ア. 運行管理規程    イ. 就業規則    ウ. 事業計画

29. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を（イ）結果を生ずる競争をしてはならない。

（道路運送法第30条）

ア. 助長する    イ. 阻害する    ウ. 確保する

30. 旅客自動車運送事業者は、天災その他理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、事業用自動車の（ア）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

（運輸規則第20条）

ア. 乗務員    イ. 旅客    ウ. 車両

31. 旅客自動車運送事業者は、（ウ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

（運輸規則第21条）

ア. 運転が可能な    イ. 集中力が欠落した    ウ. 酒気を帯びた

32. 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、（ア）保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

（運輸規則第24条）

ア. 常時有効に    イ. 運行管理者が    ウ. 乗務員が

33. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに（イ）を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより、事業用自動車の運転者に対し適切な指導を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。

（運輸規則第28条の2）

ア. 乗客の要望等    イ. 旅客が乗車する区間等    ウ. 乗務員の運転経歴等

34. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を（ア）選任しておかなければならない。

（運輸規則第35条）

ア. 常時      イ. 必要に応じ      ウ. 需要の繁閑に応じ

35. 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた（ウ）を受けさせなければならない。

（運輸規則第38条）

ア. 指導教育      イ. 健康診断      ウ. 適性診断

36. 旅客自動車運送事業者は、（イ）以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

（運輸規則第38条）

ア. 五十歳      イ. 六十五歳      ウ. 七十歳

37. 事業者は、事業用自動車を（イ）しなければならない。

（運輸規則第44条）

ア. 可能な限り清潔に      イ. 常に清潔に保持      ウ. 運行ごとに清掃

Ⅲ. 事業者は、運行ごとに運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者に対し適切な指示を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければなりません。では、下記の中で運行指示書に記載する必要のある事項を選び、該当する事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。

（運輸規則第28条の2）

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| ①運行の開始及び終了の地点及び日時 | （ ○ ） |
| ②乗務員の氏名           | （ ○ ） |
| ③運送契約の相手方の氏名又は名称  | （ ○ ） |